

意見書案第13号

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | |
|-------|------|
| 提出者議員 | 武田貞行 |
| 賛成者議員 | 松本一郎 |
| 〃 | 枝廣晴基 |
| 〃 | 木村光宏 |
| 〃 | 宮下透 |
| 〃 | 日向清一 |
| 〃 | 猪口満雅 |
| 〃 | 山田靖廣 |

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

国内農業を取り巻く環境はさらに厳しさを増している。依然続く世界情勢の不安定さや円安などによる為替変動により、輸入に頼る生産資材価格は上昇を続けていることから、農業経営の厳しい環境から抜け出すことができないでいる。また、近年の異常気象は、猛暑と干ばつそして集中豪雨と極端な現象を招き、各地において甚大な被害をもたらし、加えて熊の出没が相次ぐなど人命はもとより農畜産物への被害など営農や日常生活に大きな影響を及ぼしている。

一方、日本政府は世界貿易機関（WTO）協定に違反するのではと危惧されている米国との相互関税を、協議を重ねて受け入れた。農業分野ではMA米の枠内で米国内産米を75%に拡大、大豆・トウモロコシの追加購入など国内生産への影響が危惧される中、さらに、CPTTP（多国間自由貿易協定）による大型貿易協定を次々発効するなど、農産物関税等をめぐってはさらなる影響が懸念される。

こうした中、政府は昨年6月の「食料・農業・農村基本法」の改正に基づき、本年4月に新たな基本計画を策定した。激動する国際情勢や人口減少など国内状況の変化などにあっても、平時からの食料安全保障を確立する観点などから、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとした。高市首相も所信表明にて、地域を活性化し、食料安全保障を確保するため農林水産業の振興が重要であるとし、「農業構造転換集中対策期間」において別枠予算の確保をうるとした。

このため、改正基本法の理念に基づき、国内農業生産の増大を図り、将来にわたり安定供給できる生産基盤の強化と、所得政策の確立などの具体的政策と予算拡充が急務であり、については、持続可能な食料・農業・農村政策の確立に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 食料安全保障確保の観点から、食料・農業・農村政策実現に向け、国内自給を基本とした安定生産のための、生産体制の確立及び農業基盤の強化など経営安定に資する農業政策と十分な予算の確保と拡充の強化を図ること。
- 2 米国との相互関税における経済停滞や農業分野への影響回避対策を早急に講じるとともに、CPTTP協定は今後も国内農業への影響多きことを勘案し、TPP等関連対策予算の継続的な措置を行うこと。
- 3 異常気象に起因すると考えられる病虫害の多発や農産物の収量・品質低下の被害に対し、対策品種や生産資材の開発を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 1 2 月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣

意見書案第14号

有害鳥獣駆除を行う担い手の持続的確保対策について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | |
|-------|------|
| 提出者議員 | 武田貞行 |
| 賛成者議員 | 松本一郎 |
| 〃 | 枝廣晴基 |
| 〃 | 木村光宏 |
| 〃 | 宮下透 |
| 〃 | 日向清一 |
| 〃 | 猪口満雅 |
| 〃 | 山田靖廣 |

有害鳥獣駆除を行う担い手の持続的確保対策を求める意見書

北海道における有害鳥獣による農作物被害は、農林水産省の平成22年度以降の統計データによると、平成23年度約67億円をピークに減少傾向となり令和元年度で約44億円と最少額を記録したが、その後、増加に転じ令和5年度では約62億円とピーク時に迫る被害額となっている。

このような状況により営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に表れる以上に農業者へ深刻な影響を及ぼしている。さらに近年では、熊による人の生活圏への侵入が相次ぎ、住民生活の安全確保が阻害されるとともに、尊い人命が奪われる痛ましい事件も発生する事態となっている。

猟友会では市町村からの要請に応じて有害鳥獣駆除に従事し、国の「緊急捕獲活動支援事業」や市町村からの捕獲報償などの支援を受け捕獲活動経費へ充てている状況にある。

しかしながら、昨今の物価高騰の影響により、捕獲活動に要する経費、中でも弾薬、ガソリン価格の高騰、また、捕獲を確認するための手続きが不正防止を目的に年々煩雑化し、報告書類の作成が大きな負担となるとともに経費負担も増大するなど、国及び市町村からの支援で捕獲経費を賄うことが困難となっており、有害鳥獣駆除従事者の負担持ち出しにより実施されているのが実情である。

こうした状況が今後も続けば、有害鳥獣駆除へ「自ら赤字分を補填してまで従事することは難しい」との理由により有害鳥獣駆除従事者の確保が困難になっていくものと、憂慮しているところである。市町村へ支援拡充を求めることは、住民ニーズの多様化や物価高騰などの影響により、財政運営は厳しい環境にあるものと推察され、難しいと考えている。

よって、有害鳥獣による農作物被害防止、生活環境の安全確保は全国的な問題であり、駆除に従事する担い手の持続的な確保対策は喫緊の課題であることから、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 緊急捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の上限額を拡充すること。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算確保をすること。
- 3 有害鳥獣駆除の捕獲確認に伴う報告書類の整備について、負担の軽減を図るなど検討を行うこと。
- 4 有害鳥獣駆除に要する市町村負担に対し、財政支援拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
北海道知事

意見書案第15号

巨大災害発生に対する対応体制整備について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | |
|-------|------|
| 提出者議員 | 武田貞行 |
| 賛成者議員 | 松本一郎 |
| 〃 | 枝廣晴基 |
| 〃 | 木村光宏 |
| 〃 | 宮下透 |
| 〃 | 日向清一 |
| 〃 | 猪口満雅 |
| 〃 | 山田靖廣 |

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、国においては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 1 2 月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（防災担当）

総務大臣

意見書案第16号

地方税財源の充実確保について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 提出者議員 | 武 | 田 | 貞 | 行 |
| 賛成者議員 | 松 | 本 | 一 | 郎 |
| 〃 | 枝 | 廣 | 晴 | 基 |
| 〃 | 木 | 村 | 光 | 宏 |
| 〃 | 宮 | 下 | | 透 |
| 〃 | 日 | 向 | 清 | 一 |
| 〃 | 猪 | 口 | 満 | 雅 |
| 〃 | 山 | 田 | 靖 | 廣 |

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、国においては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 1 2 月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

意見書案第17号

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | |
|-------|------|
| 提出者議員 | 武田貞行 |
| 賛成者議員 | 松本一郎 |
| 〃 | 枝廣晴基 |
| 〃 | 木村光宏 |
| 〃 | 宮下透 |
| 〃 | 日向清一 |
| 〃 | 猪口満雅 |
| 〃 | 山田靖廣 |

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとした。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保にさらに大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第18号

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | |
|-------|------|
| 提出者議員 | 武田貞行 |
| 賛成者議員 | 松本一郎 |
| 〃 | 枝廣晴基 |
| 〃 | 木村光宏 |
| 〃 | 宮下透 |
| 〃 | 日向清一 |
| 〃 | 猪口満雅 |
| 〃 | 山田靖廣 |

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する「実行プログラム」としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、国においては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

意見書案第19号

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月19日提出

| | |
|-------|------|
| 提出者議員 | 武田貞行 |
| 賛成者議員 | 松本一郎 |
| 〃 | 枝廣晴基 |
| 〃 | 木村光宏 |
| 〃 | 宮下透 |
| 〃 | 日向清一 |
| 〃 | 猪口満雅 |
| 〃 | 山田靖廣 |

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の、令和7年8月の調査結果にもあり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、今、まさに周辺市町村も含めた地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって、国においては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 2 特に、令和8年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。
- 3 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

